

入札説明書等に対する質問・意見(参加資格関係以外)への回答(その1)

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
1	入札説明書	6	11	(10)	収益還元	収益還元については、あくまでも事業者からの提案によるものであり、収益の状況によって市側から求めてくるものではないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書	2	28	(3)	創意工夫の発揮について	「落札者決定基準に基づき、これを適切に評価する」とありますが、具体的に加点されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	5	27	11	地域経済への配慮	「地域経済の活性化に資する」とありますが、具体的に加点されるという認識でよろしいでしょうか。	本事業は、WTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続きの特例を定める政令が適用されることから、加点対象とはしておりません。
4	要求水準書	10	19	(4)	整備基本方針	「原山公園だけでなく、西原公園とあわせて」とありますが、西原公園は本事業の対象外ではないでしょうか。(西原公園の整備の整備方針も本事業で計画することなのか如何か)	西原公園は本事業の対象外です。従って、西原公園の整備方針の計画は事業範囲に含まれません。
5	要求水準書	22	12		緑道	「小学校の通学路に指定されることに配慮した施設にすること」とありますが、柵緑道は現在は、通学路として指定されていないが、今後は指定されることになるという認識でよろしいでしょうか。	事業範囲内において、現在、通学路に指定されている部分はありませんが、現在検討されている原山台小学校と原山台東小学校の再編整備に伴い、今後、指定される可能性があります。
6	要求水準書	23	53		多目的スペース(有料)	「かもめ広場の南端部に設置すること」とありますが、必須条件でしょうか。南端部に設置しない場合、評価されないという認識でよろしいでしょうか。	必須条件です。
7	要求水準書	24	5/21		公衆トイレ/防災施設	「公衆トイレ」と「貯留型防災トイレ」は別棟で設置するという認識でよろしいでしょうか。	貯留型防災トイレは、建築物の想定ではありません。ただし、2種類の構造物を一体の構造物とすることを妨げません。
8	要求水準書	24	47	ア)	ため池	ため池の水深が判断できる資料を開示頂きたく存じます。	配付資料 i でお示ししています。
9	要求水準書	25	2		池底堆積物の除去	「ため池の池底堆積物の除去を行うこと」とありますが、除去に伴う水利組合との調整リスクは、市負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	25	2		池底堆積物の除去	本項目が追加されていますが、本事業で必須で実施しなければならないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	25	6	(3) ア	ため池(井戸)	ため池復水用に設置する井戸及びポンプについて設置後は農政部の所轄となるとの説明がありましたが、保守管理についても市が担当するとの解釈で宜しいですか？	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	25	6		井戸	ため池の貯水量を減らさなかった場合は、井戸の設置は必要は無いという認識でよろしいでしょうか。	井戸の設置は、必須です。
13	要求水準書	30	12	(3) ア	管理エリア(事務室)	記載事務室とは全ての運営機能を有する一区画との解釈となるのでしょうか？若しくは各業務別に設定された複数の区画との解釈でも宜しいでしょうか？	要求水準書の必要な機能が確保できれば、一区画か複数区画かは問いません。
14	要求水準書	33	32	コ)	防犯管理設備	防犯管理設備の設置は、便益施設を除く屋外プール等施設と屋内プール施設を対象とするという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
15	要求水準書	41	26	①	共通留意事項	「埋蔵文化財の包蔵地に該当することから、関係機関と協議の上、各種届出、調査等を実施すること」とありますが、本事業の計画敷地内において、地面を採掘する場合は、埋蔵文化財の試掘調査が必要となり、事業者負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	82	13	ア)	整備の概要	「便益施設は、自己負担で実施される事業」とありますが、民間事業者が使用する土地の賃料は無償という認識でよろしいでしょうか。	事業用地の使用料は、堺市公園条例に基づき有料となります。要求水準書83頁6行目を参照してください。
17	事業契約書(案)	57	1	2-A	サービス対価支払い方法	「市は、事業者に対して、サービス対価Aを、年度ごとの出来高に応じて各事業年度以降に支払う。」とありますが、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証を条件として、工事代金の一部を前払金として支出する旨のご検討をいただけないでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、費用の縮減を期待できることに加え、応募者の増加により競争入札の効果から応札額の低下を図ることができ、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま	公表原文のとおりとします。
18	様式集	様式 22-3			便益施設事業見積書	運営業務の期間として、平成51年度まで欄がありますが、数値を入力するのは実際に提案する事業期間内のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。